

山口県報

令和 7 年
3 月 21 日
(金曜日)

目 次

○人委規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	一
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	一
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....	三



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一精神保健福祉センターの項中「三三三、三〇〇円」を「三五七、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十六日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「職員給与条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める」を「地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年山口県人事委員会規則第七号）による改正前の地域手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号。以下「旧規則」という。）別表に掲げる」に、「同条の規定による」を「旧規則第三条の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同項第四号中「職員給与条例第十条の二の規定による」を「旧規則第三条の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同項第五号中「職員給与条例第十条の二の規定による」を「旧規則第三条の規定により」に、「される」を「されていた」に改める。

第四条中「第九条」を「第十条」に改める。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	項 職 員					2 項 職 員
	/ 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
/ 年 未 満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 185,500	円 30,000
/ 年以上 2 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	27,000
2 年以上 3 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	24,000
3 年以上 4 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	21,000
4 年以上 5 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	18,000
5 年以上 6 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	15,000
6 年以上 7 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	12,000
7 年以上 8 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	9,000
8 年以上 9 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	6,000
9 年以上 10 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	3,000
10 年以上 11 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	
11 年以上 12 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	
12 年以上 13 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	
13 年以上 14 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	
14 年以上 15 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	
15 年以上 16 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	
16 年以上 17 年 未 満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	
17 年以上 18 年 未 満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	
18 年以上 19 年 未 満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	
19 年以上 20 年 未 満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	
20 年以上 21 年 未 満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	
21 年以上 22 年 未 満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	
22 年以上 23 年 未 満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	
23 年以上 24 年 未 満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	
24 年以上 25 年 未 満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	
25 年以上 26 年 未 満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	
26 年以上 27 年 未 満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	
27 年以上 28 年 未 満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	
28 年以上 29 年 未 満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	
29 年以上 30 年 未 満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	
30 年以上 31 年 未 満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	
31 年以上 32 年 未 満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	
32 年以上 33 年 未 満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	
33 年以上 34 年 未 満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	
34 年以上 35 年 未 満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和七年三月二十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の改正規定 公布の日

二 第二条第一項第三号から第五号までの改正規定 令和七年四月一日

2 この規則（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の二百五」を「百分の二百十」に、「百分の二百四十五」を「百分の二百五十」に改め、同条第二号中「千分の九百七十五」を「百分の百」に、「千分の千七百七十五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「職員の定年等に関する条例」を「任期付職員条例第七条第一項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）及び職員の定年等に関する条例」に、「百分の二百十」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十」を「百分の三百七十五」に改め、同条第二号中「百分の百」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分の百八十」に改め、同条中同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定任期付職員 千分の二千六百二十五

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和七年三月二十六日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和六

年四月一日から適用する。

令和七年三月二十一日印刷
令和七年三月二十一日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨